



弁護団だより

# みんなして

No.38 発行 2015年3月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

## 【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
2月26日 東京地裁、脱原発テントの立退きと使用料約1100万円の支払いを命じる判決	2月12日 弁護団会議（東京）
2月26日 福島県、大熊町、双葉町、3首長が汚染土の受け入れを表明	2月13日 原告団・弁護団合同会議（福島市）
2月27日 ADR、川内村の住民ら258人が慰謝料月額20万円の支払いを求めてADRへ申立て	2月23日～24日 全国公害被害者総行動九州キャラバン（熊本、鹿児島）
3月03日 東電、営業損害の賠償支払いを2016年2月で打ち切りとする素案の見直しを表明	3月06日 福島原発事故被害者首都圏交流の集い（東京）
3月06日 ADR、伊達市の住民ら1171人が慰謝料月額10万円の支払いを求めてADRへ申立て	3月08日 3・8反原発統一行動（東京）
	3月11日 忘れない「3・11」キャンドルプロジェクト（東京）

## 脱原発集会 “No Nukes Day” が開催されました！

3月8日、東京・日比谷公園において、脱原発集会 “No Nukes Day” が開催され、2万3000人の方が参加しました。

当日は、中島団長が登壇し、スピーチを行いました。以下、全文を紹介いたします。

\* \* \* \* \*

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の原告団長、中島です。

国と東電を被告として、原発事故を引き起こした法的責任を明らかにし、被害救済と原状回復を求める裁判を行っています。現在約4000名の原告からなる、原発事故からの被害救済を求める裁判としては全国で最大のものとなっています。

私たちの求める原状回復、それは単に事故前の2011年3月10日に戻せということではありません。確かにそこには原発事故はまだありませんが、事故を引き起こした原発は存在しています。そうするとまた事故は繰り返される。それではいけない。原発そのものがない地域と暮らしを取り戻すことだと考えています。

また私たちは、裁判に勝って原告だけが救済されればよいと考えているわけではありません。勝訴によって国の責任が確定されることを足がかりに、あらゆる被害、生活再建や健康被害、除染、

賠償、さらにこれから発生するかもしれない被害者をも救済させる、そういう制度を国に作らせることによって全体救済を図る、これを目的としています。

昨年7月の法廷で、東電は、除染を含め原状回復には膨大な費用がかかるから経済的に不可能だと聞き直りました。また、被害というのが、年間積算が20ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは健康被害の心配はない。それが科学的知見だと述べました。

さらに国も、大規模な地震・津波によって全電源喪失事故が起きる可能性を指摘したデータを持っていたにもかかわらず、「見当たらない」といって、裁判長の提出要求を拒否しましたが、我々の追及にあい、「事務官が一部調査を尽くしていなかった書棚から発見された」などと言い、やっと出してきました。国と東電の不誠実な態度にはあきれざるばかりです。

裁判は、弁護団の優れた論戦と作戦によって、優勢のうちにいよいよ大詰めです。来春には判決が予定されています。しかしこの優勢の状況は、訴訟団のみの力で作れたものではありません。原発NO!の大きな世論が裁判所を動かしています。

私は魚屋です。震災前は26年間、毎朝地元漁協の市場に通ってヒラメやスズキを仕入れ、刺身にしてはお客さんに喜ばれて来ました。ところが現在、試験操業という名で流通されている福島の魚、それが無条件に求められることは無くなりました。地元の人でも、魚を食べるにはある種の覚悟を持つのです。汚染水流出が続くもとは、止むを得ません。商売をする立場からは、「不安を早く捨ててくれ」と思うこともないではありません。しかし、子を持つ親の気持ちになれば、やっぱり販売することを迷ってしまいます。そうして、商売の構えというものが一向、定まりません。



原発再稼働は、こうした苦しみをまた必ず生み出します。したがって、私たちの裁判の根本にあるものは、脱原発の実現ということになります

全国に広がる原発NO!の運動は、ひとの命や健康より企業の儲けを優先する今の社会の在り方そのものにNO!を突き付けることでもあります。

常に正しい道筋を示してくれる北極星。皆さんの運動はそうした光を放っています。私たちもその一翼を担いたいと思っています。ありがとうございました。

## 第11回口頭弁論期日(3/24)のお知らせ

### 【裁判所】

10:30～ 成証人反対尋問(被告国20分、東電40分)

13:15～ 館野証人反対尋問(被告国100分、東電60分)+裁判所の補充尋問60分

### 【文化センター】

13:30～ 浜矩子さん(同志社大学大学院教授)講演

「原発再稼働で日本経済はよくなるしない」(文化センター)

15:45～ 原告団小劇場

「語ろう、話そう、ぶつけよう、原告たちのこの思い」(文化センター)

17:30～ 報告集会

12:15 あぶくま法律事務所集合  
裁判所前進行します!!



たくさんのご参加をお待ちしております!



## 川崎の反原発・再生可能エネルギー普及運動

### ～福島現地の闘いと全国の闘いの連帯を～

弁護士 川岸卓哉

福島第1原子力発電所発電所事故から4年が経ちました。原発推進勢力は、再び息を吹き返し、原子力規制委員会が作り出す新たな安全神話のもと、原発再稼働の準備を進めています。これに対して、国民の世論の多数は原発に頼らない社会を求めています。

私は、生業訴訟の弁護団に参加する一方、地元川崎の脱原発運動に参加しておりました。「原発ゼロへのカウントダウン in かわさき」実行委員会が中心となって、毎年3月の1000名以上の集会の開催など、多様な反原発運動を繰り広げてきました。本年も、原告団の根本仁さんをお招きし、福島の影響と、生業訴訟への支援を訴えて頂きました。

川崎のメンバー内で、原発に反対する運動を展開する一方、自ら原発に頼らないエネルギーを作る運動の展開も必要と考えるようになりました。そこで、若手メンバーを中心に、



NPO 法人「原発ゼロ市民共同かわさき発電所」を立ち上げ、市民出資によるソーラーパネル発電所を作る活動を開始しました。本年2月1日には、川崎市内のマンション屋上で、ソーラーパネルを100枚設置し、約10世帯分の電力を生み出す1号機が無事通電を開始しました。通電式はNHK等のニュースでも取り上げられるなど、川崎においても、原発に反対し再生可能エネルギー普及を求める市民の声があることを示しました。この1号機は、川崎の市民の脱原発を求める声がつまった、シンボルになるものです。

この1号機は、川崎の市民の脱原発を求める声がつまった、シンボルになるものです。

エネルギーは、本来、大企業による一極集中ではなく、小規模地域分散型の方が、災害に強く、エネルギー効率も良く、経済的にも地域の利益になるものです。市民の手で発電所を作る活動は、これまでの大企業の支配と地方の犠牲のものに生み出されるエネルギー構造から、市民の手にエネルギーを取り戻す活動です。これは、市民による市民のためのエネルギー革命です。

今後も、福島の影響を原点に、地域に根をはり、原発に頼らない未来を作るために、反対の声を上げる一方で、再生可能エネルギー普及する活動を進めていきます。

生業訴訟も、全国の原発の再稼働も、本年は勝負の年を迎えます。福島現地の闘いと、川崎など各地での闘いが連帯しながら、大きな国民世論を作っていくため尽力していきます。

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)





## 新入弁護団員のご紹介

### 足立悠弁護士(まちだ・さがみ総合法律事務所)

はじめまして、足立悠と申します。まちだ・さがみ総合法律事務所（横浜弁護士会所属）で今年の1月から弁護士として勤務を始めました。震災直後から、広域避難所（東京武道館）でボランティアをしたり、ADRの集団申立の手伝いをしたりと、震災・原発の問題に関心を持って取り組んできました。もちろんこれからも取り組んでいくつもりです。全国で行われている訴訟の中でも最先端のことをやっている生業弁護団の一員となることができ、とてもうれしく思います。まだまだ至らない点多いかと思いますが、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。



### 塚本和也弁護士(東京東部法律事務所)

皆様、はじめまして。昨年12月に弁護士になり、弁護団に加入いたしました、塚本和也と申します。

福島原発事故から4年が経ちましたが、当時、私は司法試験の勉強を始めたころで、テレビ等で過酷な被害を見聞きすることしかできず、申し訳ない気持ちでいっぱいでした。司法試験受験後に自転車で被災地をまわったり、司法修習生として10か月ほど福島で生活したりしました。それらの経験により、福島原発事故による被害が甚大なものであることを実感してきました。

これからは、皆様と協力して、責任を追及し、被害実態をありのままに伝えられるよう、頑張っまいります。よろしくお願いいたします。



### 吉田飛鳥弁護士(御茶ノ水合同法律事務所)

初めまして。この1月に弁護士登録をして、生業弁護団に加わった吉田飛鳥です。私は沖縄の出身です。米空軍嘉手納基地のある沖縄市で、高校生まで育ちました。

東京で大学、大学院を出た後、沖縄に戻り、地元紙の新聞記者を4年しました。その後、出産や夫の転勤で、会社を辞めて東京で子育てをしていましたが、もう一度社会に出て働きたいという気持ちから、司法試験に挑戦しました。

このようなわけで、約10年ぶりの社会復帰です。

福島の原発訴訟にかかわるのは、この時代に弁護士になった者の責務だと思っています。豊かな、大好きな、懐かしいふるさとを奪われるということが、どれほどつらく、悲しく、情けないことか。これは体験した人にしかわからないことであることを肝に銘じつつも、私も自分のふるさとを思い出すとき、共感せずにはられません。

原発事故の風化がいわれませんが、福島の被害は、より複雑化し深刻化していくのではないでしょうか。みなさんに学びながら、私も微力ですが一緒にがんばっていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。



※題字「みんなして」は、足立悠弁護士の筆によるものです。